

自動車運行管理システム賃貸借契約(単価契約)仕様書

1 契約期間

令和5年(2023年)7月1日から令和10年(2028年)6月30日までの5年間。

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

また、発注者は、上記の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

2 システム構成要件

以下の機能及びその操作用アプリケーションソフトウェア(以下「アプリ」という。)を備えていること。

- (1) 衛星測位機能や運転挙動のセンサ等を備えた車載機器(以下「車載器」という。)をインターネットに接続し、車両の運行に係る情報の管理や分析を行う機能(以下「テレマティクス機能」という。)
- (2) 車両の利用予約や運転日報の作成、免許証の情報の管理等が行える機能(以下「予約・日報等管理機能」という。)
- (3) 上記(1)(2)に係るユーザ情報、車両情報等をデータベースにより一元管理(閲覧、編集)する機能(以下「データベース機能」という。)

3 各システム要件詳細

(1) システム全体

ア テレマティクス機能、予約・日報等管理機能、データベース機能について、各機能が連携して一体的に機能するものであり、また、各機能に対して共通のユーザアカウントを用いてアクセスできること。

イ 各アプリはクラウド上のウェブアプリケーションとして実装され、端末の形態(パソコン、スマートフォン、タブレット PC)や OS の種類を問わず、また、端末内にソフトウェアをインストールすることなく、Chrome、Edge、Safari ほかモダンブラウザにて利用できること。

- ウ 上記イのクラウドは、堅牢性、機密性に優れ、また、官公庁における導入実績があるプラットフォームを利用すること。
- エ 項番6の表中No.1 及びNo.2 について必要数を発注し、代金を支払うことで、他の追加費用を支払うことなく、基本機能のすべてを利用できること。
- オ 次に掲げる分類又はこれに類する分類で、ユーザ権限を設定できること。
 - (ア) テレマティクス機能、予約・日報等管理機能にアクセスし、自身の運転日報の作成や、運転スコアの閲覧の権限を持つ、一般ユーザ。
 - (イ) 一般ユーザの権限に加え、所属グループにおいて運転者の情報の管理、アルコールチェックの管理、運転日報の管理等の権限を持つ、管理者。
 - (ウ) 管理者の権限に加え、データベース機能にアクセスでき、全てのユーザ情報・車両情報を管理できる、統括管理者。
- カ テレマティクス機能、予約・日報等管理機能において取得・生成された記録を1年以上保持し、統計情報として表示するほか、必要に応じて、表計算ソフトで閲覧可能なファイル形式で出力する等の機能を有すること。

(2) テレマティクス機能

- ア 車載機器は、衛星測位機能や運転挙動のセンサ等を有し、インターネットを通じて位置情報や運転挙動に係る情報をサーバに自動送信できること。
- イ 車両の位置情報や稼働状況が、リアルタイムに可視化できること。
- ウ 予約・日報等管理機能と連携し、運転日報の入力に係る操作負担を軽減できること。
- エ 運転者が、運転後に自身の走行ルートや運転の危険性・安全性について確認できる機能を有すること。
- オ 稼働率をヒートマップ等の形式で表現するとともに、車両の過不足や削減余地について確認できる機能を有すること。

(3) 予約・日報等管理機能

- ア 利用日時(15分単位)、利用車両を選択し、車両の利用予約ができること。また、予約日時は3か月以上先まで指定できること。
- イ 車両の予約状況について、予約済みの時間帯をガントチャート又はこれに類する形式で表現するなどし、視覚的にわかりやすく表示できること。
- ウ アプリ内で車両の運転日報を作成し、管理者に申請できること。また、運転日報の入力は、予約時の入力情報、テレマティクス機能で生成された情報が連携され、効率化されて

いること。

- エ 統括管理者の権限において、運転日報に任意の入力項目を追加できること。
- オ 日報のデータを自動集計でき、また、車両の稼働率、稼働日数、走行距離、利用時間等をグラフ表示など視覚的にわかりやすく表示できるビューを有していること。
- カ アルコールチェックの機能を有すること。詳細は次のとおり。

(ア) 次の8項目を記録できること。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法(アルコール検知器の使用有無、対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

(イ) 運転前、運転後の2回分を記録できること。

(4) データベース機能

- ア ユーザアカウントの数は1,000件以上登録できること。また、随時、アカウント数の増減を伴う変更や、各ユーザアカウントの情報の変更ができること。
- イ 車両は200件以上登録できること。また、随時、各車両の情報を変更できること。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー(平成29年5月18日制定)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、P マーク、ISO27001、ISO27017 等外部機関による情報セキュリティ認証の証明書類を契約時に発注者に提出しなければならない。
- (3) 前号に掲げるいずれの認証も取得していない場合は、取得の予定がある場合に限り、取得予定の認証の名称及び取得時期の見込について書面で発注者に報告することで、前号の規定による書類提出に代えることができる。なお、取得時期は、契約期間内のできる限り早期とすること。

5 その他条件

- (1) 発注者においてアプリにアクセスするための端末及び通信に係る費用について、受注者はこれを負担しない。
- (2) システムに障害が発生し、利用に支障が生じた場合は、受注者は誠意をもって迅速な復旧に努めるとともに、その内容について直ちに発注者に報告すること。
- (3) 発注者からのシステム利用に係る問い合わせに対し、受注者は迅速かつ丁寧に対応できるサポート窓口を設け、無償にて対応すること。なお、当該窓口は電話、メール、ウェブサイトにおける問合せ受付フォームのいずれかによるものとする。
- (4) 受注者は、発注者がこの契約に基づく賃借物件を令和5年7月1日から使用開始できるよう、発注者が指定する車両に対し、受注者の費用負担において、必要な機器の取付けを行うこと。
- (5) この契約に基づいて既に取り付けた車載器を、発注者における車両の更新等の事由により、別の車両に付け替える必要が生じた場合は、その作業は発注者の費用負担において実施するものとする。

6 単価設定の対象及び契約期間中の予定発注数

次の表のとおり。なお、あくまで予定発注数であり、実際の発注数を保証するものではない。

No.	対象物件	単価設定の単位	予定発注数	予定発注数の考え方
1	車載器の月額リース料	1台当たり	1,080	60 か月×18 台
2	アプリの月額使用料	1 人当たり	29,400	60 か月×490 人

7 賃借料の支払

- (1) 本業務は、車載器月額リース料の1台当たりの単価及びアプリの月額使用料の1人当たりの単価をもって契約額とし、当該契約単価に各月の発注数を乗じて得た金額の総額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)をもって各月の賃借料とする。
- (2) 賃借料の額は、受注者が月毎に算出し、速やかに請求するものとする。この場合において、発注者は、当該月分の賃借料を、契約書に定める期限までに支払うものとする。